

# かながわ西観光コンベンションビューローの設置及び運営に関する規約

## (名称)

第1条 この会は、「かながわ西観光コンベンションビューロー」と称する。

## (目的)

第2条 かながわ西観光コンベンションビューローは、神奈川県西部を中心に集客宣伝に意欲ある各種団体(観光施設、交通事業者、その他関連企業、商工観光団体、行政機関)等が相互に連携しながら、具体的な取り組みを展開することにより、神奈川県西部を中心とするエリアへの集客力を高めることを目的とする。

## (事業)

第3条 かながわ西観光コンベンションビューローは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神奈川県西部を中心とするエリアへの集客力を高める事業の企画検討と実施
- (2) 神奈川県西部を中心とするエリアの集客力を高める事業への協力
- (3) マーケティング・情報交換・情報発信・交流活動・勉強会
- (4) その他目的達成のために必要な事業

## (会員)

第4条 かながわ西観光コンベンションビューローの会員は、第2条の目的に賛同する各種団体(観光施設、交通事業者、その他関連企業、商工観光団体、行政機関)等とする。

かながわ西観光コンベンションビューローへの入会を希望するものは、会員の推薦を受け、所定事項を記入した入会申込書を提出するものとする。

かながわ西観光コンベンションビューローの会員は、事業年度毎に会費を納めなければならない。

## (事業経費)

第5条 かながわ西観光コンベンションビューローの事業経費は、会費、補助金、その他の収入をもって当てる。

## (役員)

第6条 かながわ西観光コンベンションビューローには、代表理事1名、理事若干名、会計1名、監査1名を置くものとする。

かながわ西観光コンベンションビューローには顧問、相談役を置くことができる。

役員は、互選で選出する。

## (理事会)

第7条 理事会は、原則として毎月1回開催する。

理事会は、かながわ西観光コンベンションビューローの会務を総理し、かながわ西観光コンベンションビューロー事業を検討し会運営管理を行うものとする。

代表理事任期は3年とし、転勤、移動、事故などの場合は後任を選出し任期を務める。

## (総会)

第8条 総会は全会員をもって構成する。

総会は、事業計画及び事業報告、その他かながわ西観光コンベンションビューローの運営に関し重要な事項を議決する。

総会は、年1回開催する。

総会の会議は、代表理事が招集する。総会の議事は、多数決によるものとする。

理事会は前号に定めるほか、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

## (例会)

第9条 かながわ西観光コンベンションビューローには、神奈川県西部を中心とするエリアへの集客力を高める事業の企画事業を行うため、例会を開催する。

(1) 例会は原則として毎月1回開催する。

(2) 事業内容は、会員が提案し、例会で協議した上で実行する。

## (除名)

第10条 理事会にて、かながわ西観光コンベンションビューローの事業目的にそぐわない行為があった会員を除名することができる。

## (退会)

第11条 退会を希望する会員は、退会届を代表理事に提出したうえで、事業年度をもって退会することができる。

なおその場合既納の会費等は返還しない。

## (会費)

第12条 会費は1事業所・団体1口1万円3口以上とする。ただし、行政機関については、これを免除することができる。

## (事務局)

第13条 かながわ西観光コンベンションビューローの事務を処理するため、次の場所に事務局を置く。

神奈川県小田原市栄町1-1-8

## (事業年度)

第14条 かながわ西観光コンベンションビューローの事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。